

収 入  
印 紙

( 3 万 1 6 0 0 円 )

訴 状

平成 1 3 年 月 日

地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

〒 - 東京都 区 丁目 番 号  
原 告 甲 山 一 郎

〒 - 東京都 区 × × 丁目 番 号 ビル 階

甲野法律事務所 ( 送達場所 )

上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

電 話 0 3 - -

F A X 0 3 - -

〒 - 東京都 区 丁目 番 号  
被 告 乙 川 次 郎

保証債務請求事件

訴訟物の価額 4 7 0 万円

ちょう用印紙額 3 万 1 6 0 0 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、470万円及びこれに対する平成9年10月1日から支払済みまで年3割の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

## 第2 請求の原因

### 1 金銭消費貸借契約の締結

原告は、乙川明子に対し、平成9年7月1日、470万円を次の約定で貸し付けた。

弁済期 平成9年9月末日

利息 年1割5分

期限後の損害金 年3割

(甲1, 2, 原告及び証人明子)

### 2 明子の債務不履行

明子は、弁済期が経過しても貸付金の返済をしない(争いがないと思われる。 )。

### 3 連帯保証契約の締結

明子は、原告との間で、平成9年7月1日、被告のためにすることを示し、第1項の債務について連帯保証契約を締結した。その際、明子は、連帯借用証書に被告の署名を代筆し、被告の実印を押捺した(甲1, 2, 原告及び証人明子)。

### 4 代理権の授与

- ・ 被告は、第3項の連帯保証契約締結に先立って、明子に連帯保証契約締結の代理権を授与した。
- ・ 代理権授与の関連事実(重要な間接事実)
  - ア 被告は、明子の長男である(争いがないと思われる。 )。

イ 連帯保証契約締結に用いられたのは、被告の実印である（争いが無いと思われる。）。

ウ 明子は、原告に対し、被告の印鑑登録証明書を交付した（甲3）。

エ 原告は、上記連帯保証契約の締結の翌日である平成9年7月2日に、被告に電話をして、連帯保証の事実を確認した（原告）。

## 5 追認

- ・ 仮に、被告が、明子に対し、上記代理権を授与していなかったとしても、被告は、平成9年10月初旬、原告に対し、上記連帯保証契約を追認する旨の意思表示を口頭でした。

- ・ 追認の関連事実（重要な間接事実）

原告は、弁済期が経過しても明子からの返済がなかったため、平成9年10月初旬、市内の司法書士事務所において、被告との間で、明子及び司法書士を交えて、明子の貸金について話し合いをした（争いが無いと思われる。）。

その際、原告は、被告に対し、連帯借用証書（甲1）を示し、「連帯保証人として責任をとってほしい。」と懇請したところ、被告は、当初、「覚えがない。」と言っていたが、母親である明子が甲1を作成したことを確認して、「親の不始末だが、借りたことは間違いないので私が責任を取る。信用してほしい。」と言明した（原告、証人）。

- 6 よって、原告は、被告に対し、本件連帯保証契約に基づき、上記貸付金470万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成9年10月1日から支払済みまで約定にかかる年3割の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 7 予想される争点

- ・ 代理権授与の有無

原告は、被告が本件連帯保証契約締結に先立ち、明子に対し代理権を授与していた事実を主張するが、被告との事前交渉によれば、被告は、上記代理

権授与の事実を争うものと思われる。

・ 追認の有無

平成9年10月初旬に被告との間で明子の借金について話し合いをした事実は、被告もおそらく争わないと思われるが、事前交渉において、被告は、追認の意思表示をしたことについても、自己の責任を否定するようなあいまいな発言をしていたので、この点についても争うものと思われる。

証 拠 方 法

- 1 甲1号証 連帯借用証書
- 2 甲2号証 領収証
- 3 甲3号証 印鑑登録証明書

附 属 書 類

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1 訴状副本         | 1通  |
| 2 甲1ないし3号証(写し) | 各1通 |
| 3 訴訟委任状        | 1通  |

